進取の精神・時代への警鐘

〔男女共学の歩みと実践〕

海保洋子

(新札幌市史編集長/ジェンダー研究所客員研究員)

皆さまこんにちは。海保でございます、よろしくお願いいたします。

本日シンポ開催の趣旨にもございましたように、大学教育の男女平等という、(現在では当たり前になっているかも知れませんが)「男女共学の歩みと実践」について報告させていただきます。お手元に概要1枚、資料3枚、最後に略年表(本書では99~103ページ)がございますのでご覧になりながらお聞き頂きたいと思います。

はじめに 現在本学は、学部生だけで約4万6,000人、うち約1万5,000人の女子学生が学ぶ日本最大級の女子学生数を誇る大学となっております。しかし、本学といえども女性が学習の機会を得たのは聴講生という形では1921年(大正10)以来、学部生としては1939年(昭和14)以来といった歴史をもっております。性の違いを理由として学習の機会が閉ざされていた大学の門戸開放の歩みと実践が、本日のテーマとどう切り結ぶのかといったのが私の報告概要です。

大きく3つの時代に分けて報告を進めて参りたいと思います。

1)「大学令」による学則改正(1920年-男女共学断念)

本学では、東京専門学校時代において「東京専門学校大演説討論会」(1890年11月16日)というのが開催されまして、約500人の参加者を得て「男女混合教育の可否」を論じたというように、女子高等教育に関しても非常に先導的立場をとる努力をしてきております(『早稲田大学百年史』第3巻)。創立者の大隈重信自身も、1897年(明治30)の日本女子大学校創立祝賀会の際、創立委員長として、「男女複本位論」を開陳しております。その具体的内容といたしましては、当時の日本の人口は4,000万人というのに、実際は女子を除いた2,000万人の力が国家発展に資している。これでは能率上の大損失である。今後は女子にも進んで高等教育を与え、真に4,000万の力を正当に伸びさせねばならない(『大隈侯八十五年史』)、と力説しています。当時の家族主義に裏付けられたものとはいえ、形からは「天の半分」論として時期的にも注目がされると思います。

女子教育論を前進させたのが第一次世界大戦でした。女性が戦時に役立つといった国家的観点に立つものだけではなく、欧米の新しい女性論の影響を受けまして、いわゆる良妻賢母教育に必ずしも拘泥しない男女の人間的同一性に着目する教育論が登場いたします。

本学の中島半次郎教授もその一人でありまして、1918年(大正7)にこんなことを発言しております。「(女性を)人として自立自活する者として養成」する必要がある。今後、男性と同等の能力を持つ女性に同一の教育を授けないことは、「開明国」教育制度としては完全ではない。大学教育の機会や妻・母になるための高等教育の途を開くべきである(中島半次郎「世界戦に依る女子教育方針の変動」『婦人問題』1

巻3号)、と主張しております。

この時期の女性では、与謝野晶子の人格的平等論(「女子と高等教育」『女人創造』1920年)が代表されますが、あまりこれについては言及しないでおきたいと思います。

世界的なデモクラシーの高揚や労働運動、いわゆる「婦人問題」が世論の注目を集め、その潮流から女子高等教育に積極的雰囲気が育まれつつあった時期です。そのような背景の中で1918年(大正7)の「大学令」の公布があり、本学は法令上の専門学校から「大学令」による早稲田大学の設立に伴い「学則」改正することになります。「学則」の中に男女共学を意欲的に盛り込む努力がなされるわけです。

本学の平沼淑郎学長の開放意見を紹介します。資料1枚目(資料1)をご覧下さい。「今日女子の為に大学開放の論を聞いても、敢えて事新しき感じはせぬ。むしろ却って其遅きを憾む次第である」。これは『教育時論』(1225号「女子の高等教育と大学開放問題」1919年・大正8)掲載の発言です。長文のため省略しておりますが、平沼学長の開放の論拠をまとめますと、以下のことが言えます。学術研究能力を持つ女性に、大学の門戸を閉ざし続けることは「人物経済上、非常なる欠陥」であり、女性への開放は「何ら法令に抵触することが無い」、当然実行してしかるべきであると。このように、女性に大学教育の機会を開く積極的意義を力説します。

本学には、そのほか門戸開放に積極的意見を持つ教員が幸いにも多くおりました。高田早苗(早稲田大学維持員)も1915年(大正4)の文相の時、女性の大学教育を制度化する「大学令要項」を作成しておりますし、その後も女性の学術研究のためには男子大学を学部・研究科に関わらず開放すべき(「女子の学芸大学が高等常識の修養に必要です」『読売新聞』1918年7月26日付)、と述べております。

1920年(大正9)、本学では文部大臣宛に「早稲田大学設立認可申請」がなされ、この時注目すべき第3条2項に「専門学校卒業者ニシテ銓衡ニ依リ試験ヲ行ヒ附属高等学院修了生ト同等以上ノ学力アルト認メタルコトアルベシ」の文言あります(資料2をご覧下さい)。この場合の「専門学校」が女子の専門学校をも含みますことから、マスコミがいち早く察知いたします。『東京朝日新聞』(資料3)の記事にありますように、「早稲田、慶応の両私立大学は夫々新大学令に依る大学建設に苦心しつつあるが、就中早稲田大学は学問の独立と自由を標榜して東洋第一の模範私立大学足らんことを期し、(中略)特に大学部文学科を開放して女子学生をも入学せしむる」(『東京朝日新聞』1919年7月14日付)と、ありますように、早稲田大学ならやってもおかしくないと、報道を先走る場面も展開され、女子学生の門戸開放にマスコミが後押しする雰囲気さえ先行します。庶民の大学らしいところかも知れません。しかし、このように「学則」改正の過程で女性の門戸開放を積極的に発案したにもかかわらず、文部省側の固い壁を崩せず、「専門学校卒業者ニシテ」の文言は削除され、新「学則」は男女共学を断念した形でスタートいたします。その後も本学は、文部省の固い壁に屈せず再度女性への門戸開放を計画して行きます。

2)「早稲田大学聴講生規程」(1921年)と「女子講義録」(1922年)(生徒として開放)

まず、文学部長金子馬治の発言が注目されます。「女子高等教育の道を開くのは時代の要求である。今度再び聴講生として入学を許すべく文部省の許可を仰いだ訳で、一日も早く実行したいと思っている。最初は聴講生であるが、急激な時代の進歩に伴って本科生として入学を許可したい」。これは、『東京朝日新聞』(1920年6月25日)掲載の発言です。このような背景を諸外国に例を求めますと、アメリカでは1860年にユタ大学、アイオワ大学で女子の入学を認め、これが総合大学における男女共学の最初であったらしい事、またヨーロッパでは、イギリス、ドイツ等においても男女共学が実現していたといった状況(『早稲田大学新聞』1939年1月25日付)を踏まえての発言だったことが推測されます。

1921年(大正10)の「聴講生規程」(資料4)「第二条 聴講生は、中学校、高等女学校卒業者、又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル満十九年以上ノ男女ニシテ志望学科ノ学修二必要ナル程度ノ学力考査ニ合格シタル者ニ限ル」と定められます。これは、①として、女性の学習機会を制度化したと捉えることができ、フ

ォーマルなものと位置づけられたということが言えると思います。②として、性の違いを理由として学習機会が閉ざされないこと、が明確にされたと評価されましょう(湯川次義『近代日本の女性と大学教育』参照)。創立40年目にしてやっと「生徒として門戸開放」されたことになります。

1921年(大正10)、12人の女子聴講生が初めて入学いたします(資料2枚目の表1に女子聴講生を掲げました。ただし「未定稿」であることをお断りしておきます)。内訳は、文学部8人、商学部1人、理工学部1人ほかです。以下1921~1935年(昭和10)の間に聴講生として在籍した代表的な方々を紹介いたします。

- ・田代美代子(応用化学科) = 1921 ~ 1924在籍。「早稲田高等学院を婦人に開放を望む」の一文を『早稲田大学新聞』(1923年12月5日付)に寄せる(OHP)。
- ·網野菊 (露文) =作家。
- ·石垣綾子(英文科)=作家。
- ・高井としを=『女工哀史』の著者細井和喜蔵の妻・作家。著書『わたしの「女工哀史」』。
- ・平沢(後の福元)多世(文学部史学科西洋史) = 信南自由大学出身。大槻宏樹「学問の磁気と臨界 福元多世と自由大学と早稲田大学 」『早稲田大学史記要』第37巻、2005年にて紹介。
- ·三瓶孝子(政経学部経済学科) = 1928 ~ 1931年在籍。経済史·女子労働問題研究者。『日本綿業発達 史』等著書多数。

このほかに、深尾須磨子・山田わかといった方々も在籍されていたようですが、本学との関係が資料的に大変乏しいことを付け加えておきます。

以上の方々の中で、私が特に紹介しておきたい方が三瓶孝子(さんぺいたかこ)(1904~78) さんです。 三瓶さんの著書『ある女の半生』(三一新書・1958年) によりますと、こんなことが記されています。「事務所からあなたは政経学部経済学科の最初の女子聴講生です。3年間は在籍して下さいね」といわれたそうです。また、「同じ授業料を払い、同じ試験を受け、同じ成績をもらって、それでおこがましいが学校の事務所から抜群の成績とほめられはしても男子と女子とは卒業の取扱がちがう。大学を出て就職しようと思っても誰も考えてくれる人はいない」、自分で探すしかなかった、とあります。

聴講生で特徴なのは、1935年(昭和10)中華民国からの留学生が11人と多かったことです(OHP)。政経学部6人、文学部5人です。本学では戦前期を通じて男女を問わず中国からの留学生を多く受け入れておりましたし、交流が深かったことも付け加えておかなければなりません。

次に「講義録」に移りますが、当時本学出版部では、『早稲田大学講義録』(政治経済科・法律科・文学科・中学科・商学科の5教科)を出版しておりました(OHP-1921年の『早稲田学報』掲載の講義録広告)。うち中学科は、男子の中等教育内容です。この5教科に1922年(大正11)から『早稲田高等女学講義』が加えられ、春・秋二回のコースで刊行されるようになります。開講広告によりますと、「今や社会は女子に対しても種々の職業を要求して居る。将来の婦人は、只単に家政上の革新に対して重大責務を有して居るばかりでなく、同時にまた人間として生存のための闘士でなければならない」(『早稲田学報』323号・1922年1月)とあり、時代の要求を先取りしています。修了年限1年半、優秀な修了者には聴講生資格が授与されています(資料3枚目右上『早稲田高等女学講義』表紙のコピーは、第43回第1号・1946年)。当時の高等女学校程度の内容ですから中等教育です。校外生として学習の機会が拡大されたわけです。昭

和に入ってから大隈講堂などで毎年開催された全国校外生大会には多数の女性の校外生が参集しております(『早稲田大学百年史』第3巻所収の写真からは全国から男女ともに多くの校外生が熱心に受講している光景を見ることが出来ます)。「講義録」は、早稲田大学出版部のベストセラーでした。

3)「学則」改正-女子学生の正規入学(1939年-戦時体制下の門戸開放)

門戸開放は、1927年(昭和2)附属早稲田工手学校で、1933年(昭和8)からは大学院での女性の在学者がみられるなど女性の学習機会が少しではありますが拡大されてきておりました。国立大学では東北帝大が1913年(大正2)に、私立大学では1923年(大正12)の同志社大学をはじめとして文部省が女性に学生として門戸開放を容認するようになるのですが、本学は依然として聴講生止まりでした。1934年(昭和9)1月定時理事会でも「文学部男女共学ニ関スルコト時期尚早ニ付延期」と決定され、理事会の承認が得られておりません。しかしそれから4年後の1938年4月臨時理事会において田中穂積総長は「女子の編入資格(中等学校免許状ヲ有スル女子)ニ付門戸開放方針」を示し、その実現を目途として検討するよう理事会に指示します(この経緯については、大学沿革史でも明らかにされていません。湯川次義先生の『近代日本の女性と大学教育』によりますと「推測の域を出ないが」と断られて、1938年教育審議会第8回総会で吉岡弥生が女性の大学教育の制度化を要望し、田所美治(特別委員会委員長)の女子高等教育の制度化へ向けた発言が4月14日であり、このような審議の方向性が同審議会委員であった田中に影響を与えたと考えることができよう、と言及しております)。

それを受けまして、学内・文部省の手続きを踏んだ結果、1939年(昭和14)2月15日学則改正の認可を得、4月から全学部で女性への門戸開放が実施されます。「学則改正」(資料5)が入学資格です。第3条3にありますように、入学条件において「女子高等師範学校並女子専門学校本科卒業者ニシテ外国語(三年以上ニ亘リ授業時数九時間ヲ下ラサルコト)」、また18科目中「ノ四科目以上(授業時数合計九時間ヲ下ラサルコト)ヲ履修シタル者」とありますように、厳しい条件が課せられていました。(レジュメ3枚目の下)「英断男女共学へ 女子の入学許可制 今春から実現の見込み」とあるのは『早稲田大学新聞』見出しからです。女子の受験は男子の次の第二次入学資格者に位置づけられていた事も付け加えておきます。

同年4月正規の学部生4人の女子学生が入学いたします。法学部1人(英法)、文学部3人(国文2・英文1)です。これは、「女人禁制と謳はれた早稲田の森に女子大学生の姿が時ならぬ花を咲かせる日も遠くない」という華々しさの反面、女性への門戸開放が、我が国の大陸進攻への暗い歴史を背負いながら登場してくる重い歩みを感じないわけにはいかないのです。第1期生は、1941年(昭和16)10月海軍が、「大学・高専卒業の年限短縮し、明春三月卒業予定者の徴兵検査を十二月に実施」と発表したため繰り上げ卒業が決定いたしまして、慌ただしくも1941年12月25日卒業式を迎えています。1945年までに56人(文学部51人・法学部4人・政経学部1人)が入学しております(表2をご覧下さい)。

本学中央図書館に『早稲田女子学生の記録1939~1948』(早稲田大学校友女子同好会・1979)が所蔵されておりまして、戦時下の女子学生を知る唯一の資料があります。入学された女子学生は、東京女子大、津田塾大、実践女子専門学校、聖心女学院高等専門学校、帝国女子専門学校、明治大学卒業というように、当時としては最高の学歴を持っております。入学目的も明確で、成績優秀で卒業しております。第1期生の今北静子さん(法学部)は、「姥捨山(東京女子大)に行っただけではまだ足りなかったのですか」と周囲から言われたそうです。第2期生には、1946年(昭和21)初の女性参政権行使で国会議員になられた園田(旧姓松谷)天光光さんがいらっしゃいます。皆様大変優秀な方々ばかりでして、卒業後は研究

者、大学教授、高校教諭、弁護士等になられています。1942年(昭和17)4月入学(文学部国文)の吉岡 久乃さんによりますと、1943年10月21日の学徒出陣に際して女子学生は、「共に学んできた男子学生たち が、生死を賭けた場に出て行こうとする時、なすすべもない私たちは、せめて壮行会の時の幟を贈ろうと 相談し」、皆で布きれを持ち寄って幟を作り、幟の字は会津八一先生に揮毫をお願いし、神宮球場の10月 末の壮行会にさきがけて早稲田だけの壮行会が阿部球場(現中央図書館・国際会議場)で行われているの ですが、女子学生有志も自発的に参加しております。同年10月入学の方々は、勤労動員されて勉学どころ ではなかったそうです。女子学生の割合も1941年10月の全学部学生5563人に対し、女子学生15人ですから 0.03%に過ぎませんでした。このように、女子の大学進学への道は「針の穴」のように狭かったと言えま す。

ここで、田中穂積総長の門戸開放の理念を確認しておきたいと思います。田中の、世界の主要国はどこでも「男も女モ上ノ学校へ行ク者ニハ少シモ男ニ劣ラナイ基礎教育ヲ授ケテ居ル」のに対し、日本は「生半可ナコトヲヤツテ居」るために「遅レテ居ル」と発言していたことからも分かりますように、田中は、女性の大学教育問題を先進国からの立ち遅れや日本の教育制度上の欠陥として認識し、国家目的のため、戦争遂行のために女性の人材育成という観点での開放の論理であったことは確かです。ですから、現在で言う男女平等といった女性観の変革といったものでもなく、国家の面目としての女子の門戸開放に過ぎなかったわけです。それは卒業式告辞においてより一層顕著にみられます。1941年(昭和16)12月(3か月短縮繰り上げ)、及び1942年9月(6か月短縮繰り上げ)の卒業式告辞において田中は、門戸開放のいきさつを縷々述べたのち、女性の卒業生に対しては、「日本婦人の徳操は疑もなく世界に冠たるもの」であり、「卒業さるる諸嬢は又其の徳操に於て日本婦人の模範たることを心掛けて頂きたい」、「希くは成るべく家庭人となって頂きたいのであります」(『早稲田学報』563号・1942年1月、『同』572号・1942年10月)と述べております。この発言からは、大正デモクラシー期の人間解放の思想に立った女性論的発想が微塵もなくなっていることが確認されます。

戦時体制下の女性の活動も従来の性別役割の範囲内が求められ、門戸開放の論理であるべき女性観の変革を伴ったものとは甚だしい乖離が見られます。戦時下という時代状況において、軍部の大学当局への介入の事も考慮に入れますと、本学も苦渋の選択を迫られた結果ではなかったかと推測されます。

おわりに一 大正デモクラシーは、人間解放の思想を深化させ、多様な運動を生起させました。この形成期に輝いた自由主義思想の系譜・発現形態として、聴講生に限定とはいえ本学の男女共学の実践は、まさに時代を先取りした進取の精神に裏付けられます。それに対してまさに戦時体制下に実現した学部生としての女性の開放は、時局に対応した女性の人材育成を主張するものではあるにせよ、総合大学では例をみない全学部の開放であり、女子学生への門戸開放に賛成意見を示した当時の婦人問題研究会の言葉を借りますと、「日本の教育史上、大いなる前進を記録することによって早稲田の伝統に更に光輝ある歴史を加える」(『早稲田大学新聞』1939年1月25日付)ものであったことは確かであったと言えましょう。

本学の男女共学の歴史は、ゼロから「針の穴」のように狭い0.03%となり、今日32.46%を迎えておりますが、今後125年後はどのようになっているでしょうか。私はさらなる実践と発展を期待いたしたいと申し上げ、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【主要参考文献】

早稲田大学中編纂所『早稲田大学百年史』第3巻、1987年、早稲田大学出版部 佐藤能丸『近代日本と早稲田大学』1991年、早稲田大学出版部 湯川次義『近代日本の女性と大学教育 - 教育機会開放をめぐる歴史』2003年、不二出版 大隈侯八十五年史編纂会編『大隈侯八十五年史』第2巻、1926年、大隈侯八十五年史編纂会 『早稲田学報』323号(1922年1月)、563号(1942年1月)、572号(1942年10月) 『早稲田大学新聞』1923年12月5日付、1939年1月25日付 与謝野晶子「女子と高等教育」『女人創造』1920年、白水社 大槻宏樹「学問の磁気と臨界 - 福元多世と自由大学と早稲田」『早稲田大学史記要』第37巻、2005年 三瓶孝子『ある女の半生』1958年、三一書房 『早稲田高等女学講義』第43回第1号、1946年、早稲田大学出版部 早稲田大学出版部編『早稲田大学出版部100年小史』1986年、早稲田大学出版部 早稲田大学校友女子同好会編『早稲田女子学生の記録1939~1948』1979年、早稲田大学校友女子同好会 山本美穂子「北海道帝国大学理学部における女性の入学」『北海道大学文書館年報』第1号、2006年

(拍手)

*司会:

ありがとうございました。

男女共学への歩みと実践

はじめに

現在本学は、約1万5,000人の女子学生が学ぶ日本最大の女子学生数を誇る大学となっている。しかし、本学といえども女性が学習機会を得たのは聴講生という形では1921年以来、学部生としては1939年以来といった歴史をもっている。性の違いを理由として機会が閉ざされていた大学の門戸開放の歩みと実践が本日のテーマとどう切り結ぶのかが私の報告の趣旨である。

1)「大学令」による学則改正(男女共学断念)

大戦中のヨーロッパにおける女性の社会的活動やその潜在的能力が、日本における従来の女性観・女子 高等教育観を転換させた。世界的なデモクラシーの高揚や労働運動、いわゆる「婦人問題」が世論の注目 を集め、その潮流から女子高等教育に積極的な雰囲気がうまれた。

そのような背景の中で、大学令の公布(1918年)による「早稲田大学学則」(1920年)改正のチャンス到来。①早稲田大学学長平沼淑郎の開放意見【資料1】、その他高田早苗の女性の大学教育を制度化する「大学令要項」作成(1915)。②文部大臣宛「早稲田大学設立認可申請」の学則 - (専門学校卒業者を含む)【資料2】③『東京朝日新聞』論説 - 1919年(男女共学への期待感)【資料3】。結局、学則改正の過程において女子学生の学部入学を積極的に発案しながらも、文部省の側の固い壁を崩せず男女共学を断念せざるを得なかった。

2)「早稲田大学聴講生規程」(1921年)と「女子講義録」(1922年)(生徒として開放)

1920年、女性への門戸開放を再度計画。文学部長金子馬治の女子高等教育の道を開くのは時代の要求、聴講生として入学を許可したいといった言説を突破口に、1921年男女を問わない聴講生規程が成立【資料4】【表1】、学則上に女性の学習の機会が明確にされる。併せて、『早稲田高等女学講義』(1922年)の刊行、女性の学習機会が拡がる。

3)「学則」改正-女子学生の正規入学(1939年-戦時体制下の門戸開放)

1939年2月15日認可【資料5】。同年4月正規の学部生4人の女子学生入学【表2】。1945年までに56人。 文51・法4・政経1(『早稲田女子学生の記録1939~1948』)

開放の理念として、①田中穂積総長の女性の大学教育問題を先進国からの立遅れや日本の教育制度上の 欠陥と認識。国家目的のため、戦争遂行のために女性の人材育成という開放の論理。②田中総長の卒業式 告示 - 理念としては戦時下の女性の人的活用を唱えながらも、実際的には家族制度に基づく伝統的性別役 割観に立ち、女性の社会進出に積極的ではない。

おわりに

大正デモクラシーは、人間解放の思想を深化させ、多用な運動を生起させた。この形成期に輝いた自由 主義思想の系譜・発現形態として、聴講生に限定とはいえ本学の男女共学の実践は、まさに時代を先取り した進取の精神に裏付けられる。それに対しまさに戦時体制下に実現した学部生としての女性への門戸開 放は、時局に対応した女性の人材育成を主張するものではあるにせよ、総合大学では例をみない全学部の 開放であり、「日本の教育史上、大いなる前進を記録することによって早稲田の伝統に更に光輝ある歴史を加える」ものであった。

海保 洋子(かいほ ようこ)

東京都生まれ。早稲田大学文学研究科修士課程史学専攻日本史修了。新札幌市史編集長。専門は日本近代史、女性史、北方史。著書に『近代北方史-アイヌ民族と女性と』(1992年・三一書房)。共著に『女と男の時空 IV 近世』(1995年・藤原書店)、『マイノリティとしての女性史』(1997年・三一書房)、『北の命を抱きしめて-北海道女性医師の歩み』(2006年・ドメス出版)他。

【資料1】早稲田大学学長平沼淑郎の開放意見(『教育時論』1919年4月25日)

今日女子の為に大学開放の論を聞いても、敢えて事新しき感じはせぬ。むしろ却って其遅きを憾む次第である…既に此の議は維持員会に於いて上下されて居るから、遠からざる将来においてこれが実行に向かって進行する時機が出現するであらう…我輩は早晩大学が女子のために開放せられることを予期して居る。

【資料2】 文部大臣宛「早稲田大学設立認可申請」の学則(1920年)(東京都公文書館蔵)

- 第三条 前条ノ入学志望者ヲ入学セシメタル後尚欠員アル時ハ左ノ資格ヲ有スル者ノ入学ヲ許可スルコト アルベシ
 - 一 高等学校高等科ヲ卒業シタル者
 - 二 専門学校卒業者ニシテ銓衝ニ依り試験ヲ行ヒ附属高等学院修了生と同等以上ノ学力アリト認 メタルコトアルベシ

【資料3】『東京朝日新聞』(1919年7月14日)の記事

早稲田、慶応の両私立大学はそれぞれ新大学令に依る大学建設に苦心しつつあるが、就中早稲田大学は 学問の独立と自由を標榜して東洋第一の模範私立大学たらんことを期し…特に大学部文学科を開放して女 子学生をも入学せしむる

【資料4】早稲田大学聴講生規程(1921年)(『早稲田大学百年史』第三巻)

第二条 聴講生ハ中学校、高等女学校卒業者、又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル満十九年以上ノ男 女ニシテ志望学科ノ学修ニ必要ナル程度ノ学力考査ニ合格シタル者ニ限ル

【資料5】「学則」改正(1939年)(『早稲田学報』1939年3月号)

- 第三条 前条ノ入学志望者ヲ入学セシメタル後尚欠員アル時ハ左ノ資格ヲ有スル者ニツキ銓均衡ヲ行ヒ入 学を許可スルコトアルベシ
 - 一 高等学校高等科ヲ卒業シタル者
 - 二 大正七年文部省令第三号第二条第二号ニ依リ指定セラレタル学校ノ卒業者
 - 三 女子高等師範学校並女子専門学校本科卒業者ニシテ外国語(三年以上に亘り授業時数合計九時間ヲ下ラサルコト)及左ノ学科目ノ中四科目以上(授業時数合計九時間を下ラサルコト)ヲ履修シタル者

修身又八倫理 国語 漢文 歷史 地理 哲学概説 心理 論理 法制 経済 自然科学 数学 物理 化学 植物 動物 鉱物 地質

表 1 女子聴講生 (1921 ~ 1935)

(ただし未定稿)

年	計	学部・工手学校	備考
1921	12	文8・商1・理工1ほか	田代美代子(応用化学)
1922	11 ~ 12	法・文(国文・英文・露文)ほか	田代美代子・網野菊 (露文)
1923		理工1ほか	田代美代子
1924	2	文ほか	石垣 (旧姓田中) 綾子 (英文)・高井としを (文)
1927	9	文5・政経1・法2・工手1	小野静子 (国文)・石井テイ子・林寄華 (英文)・ 平沢多世 (西洋史)・苅田浅野 (露文)
1928	10	政経4・法2・文4ほか	三瓶孝子 (政経)
*1927 ~ 1931	53	政経31・法3・文15・商1・理工3	『文部省年報』による
1935	13	仏文・英文・国文・政経6ほか	うち中国人留学生11人・ハワイ出身日系二世 1 人・日本人 1 人

『早稲田大学百年史』第3巻・『早稲田大学新聞』・『早稲田学報』による。また、回想手記等によった人員の数字は確定ではない。 *『文部省年報』による合計はダブリあり。

『近代日本の女性と大学教育』(湯川次義) 参照。

表2 女子学部生・聴講生(1939~1945)

年	計	学 部 別 入 学 生	聴 講 生
1939. 4 月	4	法1・文3 (国文2・英文1)	文1
1940. 4 月	5	法3·文2 (英文2)	文5
1941. 4 月	6	文6 (国文2・心理1・社会1・英文1・東洋史1)	政経1・文1
1942. 4 月	4	文4(国文2・国史1・芸術1)	文3
1942.10月	5	文5 (西哲1・国文1・仏文1・国史1・東洋史1)	文1
1943.10月	14	文14(国文3·西洋史3·国史2·英文2·社会1·教育1· 仏文1·東洋史1)	文6
1944.10月	15	政経1.文14(国文4·国史4·西哲3·西洋史1·英文1· 仏文1)	0
1945. 4 月	3	文3(国文2・西哲1)	文2
計	56人		20人

『早稲田女子学生の記録1939 ~ 1948』より。

^{*1941}年10月全学部学生5,563人、内女子15人。

付表 1989年2月末日現在学部別・男女別学生数

		合 計 (A)	男	女 (B)	(B) / (A) (%)
政	経	5,692	5,300	392	6.89
	法	5,990	5,359	631	10.53
_	文	5,405	2,710	2,695	49.86
<u> </u>	文	2,420	1,615	805	33.26
教	育	5,252	4,087	1,165	22.18
	商	5,548	5,055	493	8.89
理	工	7,344	7,030	314	4.28
社	学	3,702	3,322	380	10.26
人	科	1,165	802	363	31.16
総	計	42,518	35,280	7,238	17.02

『早稲田大学年報』1989年より

付表 2006年4月30日現在学部別・男女別学生数

		合 計 (A)	男	女 (B)	(B) / (A) (%)
政	経	4,901	3,775	1,126	22.97
	法	4,413	3,085	1,328	30.09
_	文	5,404	2,603	2,801	51.83
=	文	3,107	1,566	1,541	49.60
教	育	5,104	3,137	1,967	38.54
	商	4,947	3,648	1,299	26.26
理	エ	7,548	6,716	832	11.02
社	学	3,247	2,458	789	24.30
人	科	2,900	1,676	1,224	42.21
人科	·(通信)	567	255	312	55.03
ス	ポー科	1,936	1,386	550	28.41
国際	祭教養	1,955	781	1,174	60.05
総	計	46,029	31,086	14,943	32.46

『早稲田大学年報』2006年より

數地學现



第43回第1号(1946年)



34 学部への女子入学許可の報道と学則改正(昭和14年)

『早稲田大学百年史』第3巻より

(略年表) 本学の男女共学への歩みと実践(『早稲田大学百年史』第3巻より作成)

1890 (明治 23)	11.16 東京専門学校大演説討論会にて、「男女混合教育の可否」を論じる。
1897 (明治 30)	3 大隈重信、日本女子大学校創立祝賀会の際、日本女子大学校創立委員長として、「男女複本位論」を開陳。
1915 (大正 4)	この年 文部大臣高田早苗「大学令要項」を提出、この中で「修業年限五ヵ年の高等女学校を 卒業したる者」と言及。
1918 (大正 7)	12.6 「大学令」および「高等学校令」公布。1919 年 4 月 1 目施行。
1919 (大正 8)	4.25 学長平沼淑郎、『教育時論』で、大学が女子のために開放されることを予期するといったことを発言。
1919 (大正 8)	7.14 『東京朝日新聞』、早稲田大学文学科を女子に開放して入学せしむる、と報道。
1919 (大正 8)	9 大学令実施準備委員会、東京府知事宛に「早稲田大学設立認可」申請。入学規定の中に「専門学校卒業者」、すなわち女子専門学校も含む内容。
1919 (大正 8)	10.15 『教育時論』、早稲田大学が「試験的に文科だけ女学生の入学を許可する方針」であると論評。
1920 (大正 9)	2 「早稲田大学学則」発足。「専門学校卒業者」は削除され、男女共学を断念。
1921(大正 10)	2.8 定時維持員会、「聴講生規程」を可決。3.31 文部省の認可を得る。第2条で、「高等学校卒業者、または同等以上の学力ありと認めたる満 19 歳以上の男女」と規程される。女子聴講生入学制度が成立。
1921 (大正 10)	4 女子聴講生、12人入学。文8人、商1人、理工1人ほか。
1922(大正 11)	3.20 定時維持員会にて、工手学校における女子入学が決議される。
1922 (大正 11)	4 『早稲田高等女学講義』刊行開始。修了年限1年半の校外生誕生。
1923 (大正 12)	12.5 理工学部応用化学科聴講生田代美代子、「早稲田高等学院を婦人に開放を望む」を『早稲田大学新聞』に発表。
1926(大正 15)	9 工手学校予科に2人の女子入学生、許可。
1934(昭和 9)	1.11 定時理事会、「文学部男女共学ニ関スルコト時期尚早に付延期」を決定。
1938(昭和 13)	4.18 臨時理事会において、田中穂積総長より「女子の編入資格に付門戸開放方針」が打ち出され、理事会名において男女共学の実現を目途として研究を指示。
1939(昭和 14)	1.14 定時維持委員会、学則改正に着手。入学資格者中に、女子高等師範学校本科卒業者及び 修業年限3年以上の官立教員養成所女子修了者、女子専門学校本科卒業者の文言を改定挿入。 規定案、文部省より修正を求められる。
1939(昭和 14)	2.15 学則改正の規定案、文部省の認可を受ける。女子入学資格は、女子高等師範学校・女子専門学校本科卒業生で、一定時間数の外国語と 18 科目中 4 科目以上を履修した者、とされる。全学部に門戸開放。
1939(昭和 14)	4 女子学部生 4 人入学。法 1 人、文 3 人。聴講生 1 人。1945 年までに、女子学部生 56 人。 聴講生 20 人。